

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

(1) ワクチン接種の接種対象、対象別の実施時期、周知方法等について

国の示す接種順位等に従い、原則として横浜市内に居住する方を対象に、まずは65歳以上の高齢者から接種を受けられるよう準備を進めています。

ワクチン接種実施時期は、先般、神奈川県を通じて国から示されたワクチン供給スケジュールを踏まえて対応することとし、現時点では高齢者施設に入所されている高齢者から開始する予定です。

ワクチン接種に関する情報については、3月1日に「横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」を300回線を用意して開設し、市民の皆様からのご相談に広くお答えします。また、本市ホームページ、広報よこはま、チラシ・ポスター、LINE、TwitterなどのSNS、ラジオや交通広告など、接種対象者に応じて様々な媒体を活用し、周知を行っていきます。

(2) ワクチン接種手法について

ワクチン接種は、市が公会堂やスポーツセンター等の特設会場を18区に設置して行う「集団接種」、身近な病院・診療所等で行う「個別接種」、高齢者施設で行う「施設接種」の3つの手法で実施する予定です。

まずは「施設接種」から開始し、今後の本市へのワクチン供給量が判明後、「集団接種」と「個別接種」の実施も順次開始していきます。

(3) 『個別接種』については、市内の医療機関の皆様にもご協力をいただきながら、特に高齢者の通院者が多い診療所にも拡大していくべき』についての見解

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるためには、市民の皆様にも身近な病院や診療所での接種を積極的に推進する必要があるため、市内の医療機関でもワクチンの個別接種を行えるように現在調整を行っています。

これまで、市内病院向けに説明会やアンケート調査を実施し、36の病院に接種機関の役割を担っていただくことになりました。引き続き、働きかけを行い、御協力いただける病院を拡充していきます。

診療所での接種については、かかりつけ医が高齢者の病歴を把握している

等、効果的なワクチン接種が推進できると考えられるため、市内の診療所に対しても市民接種意向アンケート調査を実施し、今後御協力いただける診療所の拡充を図っていきます。

- (4) 『施設接種』については、接種の対象者を施設利用者のみならず施設従事者にも広げ、同時接種するべき』についての見解

高齢者と施設従事者の接種順位は異なっていますが、国からの通知では施設内のクラスター対策をより一層推進するため、接種順位の特例として、高齢者施設内で利用者と施設従事者の同時接種を実施することが認められています。本市においてもこれを踏まえ、同時接種を行うこととします。

施設接種の実施にあたっては、施設接種の実施に関する調査において従事者接種の意向も把握し、ワクチン供給量や供給スケジュールに応じて順次進めていきます。

2 新型コロナウイルス感染症に携わる医療従事者のこころのケアの取組について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に携わる医療従事者のこころのケアの取組について

こころの健康相談センターでは、医療機関・福祉施設等で働く方に届くよう、ホームページ等を通じて、ストレスによる心身の変化や対処法などに関する情報を発信しています。

また、こころの電話相談は、医療従事者も含め広く市民の方を対象としており、お悩みや不安についてお聞きすることができます。

さらに、医療局や神奈川県、関係機関の取組とも連携しながら、引き続き医療従事者に対するこころのケアにつながる取組を進めてまいります。

3 災害時要援護者支援事業について

- (1) 要援護者名簿の活用における課題について

自主防災組織への名簿の提供は着実に進んでおり、ある地域では、見守りや避難訓練で活用するなど、熱心に、工夫を凝らした取組が行われています。

一方、要援護者支援の具体的な活動に繋がっていない地域もあるため、名

簿を活用して個別訪問などを行うことにより、個々の要援護者に対する理解を深め、顔の見える関係づくりを進める必要があります。

(2) 事例集を活用した個別支援に向けた取組について

事例集では、災害時に備え、訪問を通じて要援護者の状況を把握し、あらかじめ支援する方を決めておくといった先駆的な活動例を掲載しています。

現在、自主防災組織に要援護者名簿の提供時に事例集を配付し周知を図っているところですが、今後、地域住民向けの防災講演会や防災・減災研修のなかで活動例を具体的に説明することで、地域における個別支援の取組が広がるよう推進していきます。

(3) 「個別支援計画の策定に向けて、横浜市が関係機関とともに取り組むべき」についての見解

個別支援を進めるためには、共助の取組を推進するとともに、日頃から要援護者と関わり、状態や状況を把握している福祉の専門職をはじめとした支援者と連携することが重要です。

今後、国の動向を踏まえ、こうした支援者の協力を得ながら、個別支援計画の内容や策定方法について、検討を進めていく必要があると考えています。

4 権利擁護事業について

(1) 「よこはま成年後見推進センター」のこれまでの取組について

よこはま成年後見推進センターの設置に伴い、センターをご案内する市民向けリーフレットを作成し、金融機関や病院などに配架したほか、成年後見制度に関する市民向け講習会や相談会を開催しました。また、様々な事情により区役所などから福祉的支援を受けており、親族で後見人等候補者になる方がいない方に対して、適切な後見人の候補者を紹介する取組を始めました。

さらに、地域ケアプラザ等の相談支援機関に対して、研修の実施や、法律、福祉の専門家を派遣するなどの支援を行うとともに、市全体の権利擁護に関する課題を協議する市協議会の事務局として、各区域の取組状況の把握と課題の整理などを行いました。

今後も、市の権利擁護、成年後見制度利用促進の中心として、積極的に役割を果たしてまいります。

(2) 「区成年後見サポートネット」の機能強化について

区成年後見サポートネットでは、従来から関係機関の情報共有や研修、市民後見人の支援などを実施してきましたが、成年後見制度利用促進に向けて、よりの確に対応するため、相談支援機関と法律、福祉の専門職団体に構成する「専門職会議」を新たに設置しました。

この会議では、相談支援機関の相談統計をもとに、成年後見制度利用に関する区域の課題を分析し、広報などに役立てるほか、成年後見制度の利用の必要性が高いと判断されるケースについて、支援方法の助言などを行います。

「専門職会議」の設置により、相談支援機関と専門職団体との連携をさらに深め、従来からの取組と合わせて対応力の向上を図ります。

5 認知症施策の推進について

(1) もの忘れ検診の受診者をさらに拡大するための施策について

もの忘れ検診の実施期間を拡大し本格実施をしていきます。また、受診できる医療機関の数を増やし、身近な医療機関で受診できる体制を整えます。

さらに、広報よこはま等の様々な媒体を活用して周知・啓発を図るとともに、医療や介護などの関係機関と協力し、検診につながるよう連携を進め、受診者の拡大につなげます。

(2) 認知症疾患医療センターの1か所追加の見通しについて

認知症疾患医療センターの公募がなかった1か所について、エリアを再検討し、再公募を実施しました。その結果、1医療機関を選定し、令和3年3月16日開設予定です。

これによりセンターは市内9か所となり、2区に1か所の体制となることで受診までの期間短縮や身近な場所での受診につながります。

(3) 「地域全体で支えていくためには、地域ケアプラザにおいても様々な取組を有機的に進めていくべき」についての見解

地域ケアプラザは、地域の身近な相談窓口として、地域の福祉保健に関わる様々な相談を受け、関係機関等と連携、協力しながら相談や支援を行っています。認知症に関しても、認知症サポーター養成講座、認知症カフェの開設、小中学校等への認知症理解のための啓発などに取り組んでいます。これ

らの各種事業、地域における活動の支援を通じ、地域住民に対して、つながりや支えあいのある地域づくりの醸成を進めています。

地域課題は様々であり、引き続き、地域や関係機関等と連携協力し、認知症だけでなく複合的な課題を抱える方等を地域全体で支えていく取組を推進していきます。

6 依存症対策について

(1) 依存症の人が回復し続けられるために必要な取組について

依存症の回復には、医療機関や民間支援団体、司法・福祉などの行政機関などの関係者が支援にあたっています。

令和2年度、そうした関係団体・機関で構成する連携会議を立ち上げました。連携会議により、多様な支援を提供する関係団体・機関の情報共有等を進め、その人に合った必要な支援を地域で提供できるよう、取組を展開していきます。

(2) 横浜市立大学における依存症対策の取組について

計画を検討する会議、及び関係団体から成る連携会議に市大医学部からも参加していただき、専門的な知見を生かした助言等をいただいています。

また、センター病院に専門職を配置して、アルコール依存症の疑いのある方を早期に治療や支援へつなぐ事業を今年から開始しました。今後も、市民向けの普及啓発や医療従事者への研修など、総合的な依存症対策の取組を連携して進めていきます。

7 第4期横浜市障害者プランについて

(1) 普及啓発活動等についての今後の取組について

本市では、第1期障害者プラン策定当初から一貫して普及啓発を大切にしてきました。日頃から障害理解に関するリーフレットの配布や市民の皆様が参加できるイベント等を当事者と共に行い、当事者による出前講座にも力を入れています。また、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」について、市民の皆様にも正しく理解していただけるよう新たなポスター等を

作成し、周知を行います。

こうした活動はこれまでも継続して行っていますが、障害理解は必ずしも十分でないところもあり、今後またゆまぬ取組が必要だと考えています。

引き続き、誰もが暮らしやすい横浜の実現に向けて、普及啓発活動に取り組んでいきます。

(2) 相談支援体制の整備と連携強化に向けた今後の取組について

相談支援機関につながりにくい人へのアプローチには、個々の機関だけではなく、地域の中で行政や支援者、住民の皆様など、障害分野を超えた多様な社会資源、担い手による連携を進めていくことが必要だと考えています。

その実践のため、第4期障害者プランでは、各区の自立支援協議会等において対話や情報共有を図り、様々な取組を連動させ、障害のある人を地域で支える基盤を整備することを掲げています。

支援を必要とする人が適切な相談窓口につながるよう、地域全体で支える仕組みづくりに取り組んでいきます。